

“宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例制定検討のあらまし” への意見募集について

本議会は、自然エネルギーの現状及び活用等に関する諸施策について調査検討することを目的に、平成13年7月に自然エネルギー調査特別委員会を設置しました。この委員会では、県内の状況や、先進的な取り組みを行っている他県等を視察するなど、調査を重ねてまいりました。その活動の中で、限りあるエネルギー資源の有効活用と環境への負荷の低減をより一層推進していくには、地域からの自発的かつ積極的な取り組みが重要であるとの意見で一致し、県・市町村・県民・事業者の一体となった活動を促進していくため条例の制定が必要ではないかということで、現在、条例の制定も視野に入れた検討を行っています。

そこで、委員間で検討されている条例に盛り込むべき内容のあらましについて、広く県民のみならずみなさまからご意見を伺うことといたしました。みなさまのご意見を踏まえ、より一層検討を深めてまいりたいと考えておりますので、率直なご意見をお寄せいただければ幸いです。

1 意見募集期限

平成14年4月30日(火)まで(必着)

2 意見の提出方法

ご意見をいただく際は、必ず氏名・住所を明記して下さい。

○電子メールの場合

gtynosas@pref.miyagi.jp

(宮城県議会事務局政務調査課あて)

○FAXの場合

022-211-3598 (宮城県議会事務局政務調査課あて)

○郵送の場合

〒980-8570(この郵便番号をお書き頂くと、住所の記載を省略できます。)

仙台市青葉区本町3-8-1(宮城県議会事務局政務調査課あて)

宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例(案)検討のあらまし

1 制定の趣旨

地球的な規模での資源・環境の有限性という制約に直面している今日、エネルギー需給システムを今後どのような形で構築していくのかは、21世紀の地球社会にとって最重要課題の一つです。

大量生産・大量消費の社会をエネルギーの面から可能にしてきた石油・石炭などの化石燃料は、遠からず資源の枯渇が懸念される一方、排出される温室効果ガスがもたらす地球環境への悪影響から、使用そのものを抑制することが求められています。

また、我が国の発電電力量の約3割強を供給している原子力は、環境負荷への影響が少なく、電気を安定的に供給するという利点がある反面、核燃料の確保や廃棄物処理等、今後も取り組むべき課題が残されています。

このような状況において、限られた資源を大切に使いながら、地球環境の保全に十分な注意を払い、産業経済の活力を維持しつつ、社会の持続的発展を可能にしていくためには、大量生産・大量消費のシステムが必然的にもたらしてきた大量廃棄の連鎖を断ち、再生可能な循環型社会への変革を強力に推し進めなければならないことは明らかなです。

「地球規模で考え、地域に根ざして行動する」ことが求められている今、エネルギー施策を国家施策の問題としてのみ捉えることなく、地域からの発想で自発的かつ積極的な取り組み

として、私たち自らが、毎日の生活の中で大切なエネルギーをより効率的に使用する意識を高め、実践するとともに、環境にやさしい風力や太陽光などを利用した自然エネルギー等の活用に努めることによって、限りある資源と良好な環境を可能な限り将来に引き継いでいく必要があります。

このような認識に立って、地球環境問題の解決に貢献し、持続的な発展を可能とする循環型社会を築き上げるため、私たちができる役割を最大限に自ら果たすことを決意し、この条例を制定したいと考えています。

2 目的

自然エネルギー等の導入促進や省エネルギーの促進について、県・市町村・県民・事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築と現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としたいと考えています。

3 定義

- (1) 「自然エネルギー等」として、太陽光発電 太陽熱利用 風力発電 中小水力発電(出力3万キロワット以下) 波力・潮力発電 温度差エネルギー 地熱利用・地熱発電 バイオマス燃料製造・バイオマス熱利用・バイオマス発電 燃料電池 排熱利用 クリーンエネルギー自動車等を検討しています。
- (2) 「省エネルギー」として、エネルギーの使用の節約及び効率化を図ることを規定したいと考えています。

4 県の責務

県の責務として、自然エネルギー等の導入を促進し、省エネルギーを促進する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するようにしたいと考えています。

また、県は、市町村が施策を策定し、実施しようとする場合には、必要に応じ、助言、情報の提供その他の支援を行うほか、県自らが行う事務事業の実施に当たっては、率先して自然エネルギー等の導入や省エネルギーの推進に努めたいと考えています。

5 市町村の責務

市町村の責務として、その事務事業の実施に当たって、率先して自然エネルギー等の導入や省エネルギーの推進に努めるとともに、県が実施する自然エネルギー等の導入促進や省エネルギーの促進に関する施策への協力をお願いしたいと考えています。

6 県民の責務

県民のみなさまには、日常生活において自然エネルギー等の導入や省エネルギーの推進に努めるとともに、県が実施する自然エネルギー等の導入促進や省エネルギーの促進に関する施策に協力して頂くことをお願いしたいと考えています。

7 事業者の責務

事業者のみなさまには、その事業活動を行うに当たって、自然エネルギー等の導入や省エネルギーの推進に積極的に努め、また、県が実施する自然エネルギー等の導入促進や省エネルギーの促進に関する施策に協力して頂くことをお願いしたいと考えています。

特に、一般電気事業者・特定電気事業者・特定規模電気事業者のみなさまには、自然エ

エネルギー等の電気を自ら発電し、又は買い取ることにより、その供給に可能な限り努めて頂くことをお願いしたいと考えています。

8 連携の推進等

県は、自然エネルギー等の導入促進や省エネルギーの促進に関する施策の策定・実施に当たって、国・他の地方公共団体・県民・NPO等民間団体との十分な連携を図り、相互の緊密な協力の増進に努めるようにしたいと考えています。

9 基本方針

県は、本県の地域特性、県民の日常生活、事業者の業態、技術開発の動向に応じた自然エネルギー等の導入促進と省エネルギーの促進を図ることや、自然エネルギー等・省エネルギーに関連する産業の育成、積極的に取り組む地域づくりに努めることを基本方針として、施策を総合的かつ計画的に実施するようにしたいと考えています。

10 普及啓発

県は、県民・事業者が自然エネルギー等の導入や省エネルギーの推進の必要性について理解を深め、自発的な活動を行おうとする意欲が増進されるよう、普及啓発に努めるようにしたいと考えています。

11 民間団体等の自発的な活動への支援

県は、県民・事業者・NPO等民間団体が行う自然エネルギー等の導入や省エネルギーの推進に資する自発的な活動に対して、必要な支援を行うよう努めるようにしたいと考えています。

12 関連産業の振興

県は、自然エネルギー等の導入促進や省エネルギーの促進に資する事業活動に対して、必要な支援を行うよう努めるようにしたいと考えています。

13 研究開発の促進等

県は、自然エネルギー等の導入促進や省エネルギーの促進に資する技術の向上を図るため、研究開発の促進やその成果の普及、その他の必要な措置を講じるようにしたいと考えています。

14 基本計画

知事は、自然エネルギー等の導入促進や省エネルギーの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を作り、本県の地域特性に則した総合的かつ長期的な目標や施策の大綱等を定めるようにしたいと考えています。

また、この基本計画は、事前に、県民のみなさまから意見を募集したり、専門的な知識を持つ方で構成される宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会から意見を聴いた上で決定することを考えています。

さらに、基本計画はひろく県民のみなさまに公表し、また、3年ごとに検証を行い、必要に応じ見直しをしていきたいと考えています。

15 その他

上記のほか、特に功績のあった方に対する表彰制度、施策に対する県民意見の反映、県の可能な財政上の措置や、上述の“宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会”の設置、などを盛り込む方向で検討を行っています。

